

知っていますか？

避難行動要支援者制度

□避難行動要支援者制度とは？

災害発生時に自力で避難することが困難な方の情報を事前に登録しておき、日頃の見守り活動や、もしものときの助け合いにつなげることを目的とした制度です。地域における共助を基本とした要支援者の支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



□制度に登録できる方

- ①介護保険制度に基づく要介護認定が、3, 4, 5の方
- ②身体障害者手帳を有する方のうち、障害の程度が1級, 2級の方
- ③療育手帳を有する方のうち、障害の程度がAの方
- ④精神障害者保健福祉手帳を有する方のうち、障害の程度が1級の方
- ⑤上記①～④に該当しない方で、自力避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた方

※介護施設等に入居している方や、同居のご家族等により常に避難支援が受けられる方は、制度登録の対象外となります。

□登録申請の方法

- ①下記窓口に登録申請書を提出してください。(登録申請書の配布も行っています。)

- ・防災危機管理課 (市議会庁舎3階)
- ・長寿包括ケア課 (市役所2階)
- ・介護保険課 (市役所2階)
- ・社会福祉課 (市役所1階)
- ・保健予防課 (保健所1階)
- ・障害福祉課 (保健所1階)
- ・各支所／各市民サービスセンター

- ②下記宛先に郵送またはFAX送信してください。

【郵送先】〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 総務部 防災危機管理課

【FAX】027-221-2813

※FAXでの送付の際は、宛先等お間違えのないようご注意ください。

※登録申請書は、本市ホームページからダウンロードできます。

□制度登録にあたっての留意事項

①地域への情報提供

制度登録に際して、申請者の個人情報を、各支援機関に提供することに同意していただきます。申請書にご記入いただいた情報をもとに、市が、「避難行動要支援者支援計画書」と「避難行動要支援者制度登録者名簿」を作成し、支援にあたる方々に提供します。これにより、平常時からの見守り活動が可能となります。

※個人情報は、各支援機関が適正に管理し、本制度以外の目的で使用することは決してありません。

②支援機関（個人情報の提供先）

- ・自治会（自主防災会を含む）
- ・民生児童委員
- ・前橋警察署, 前橋東警察署
- ・前橋市消防局
- ・前橋市消防団
- ・前橋市社会福祉協議会
- ・市役所関係部局（福祉部, こども未来部及び健康部）

③その他

- ・災害発生時には、支援者が被災者となってしまう可能性が十分にあり、支援能力にも限界があります。本制度への登録は、災害発生時の支援を確約するものではありません。
- ・本制度は、「地域の助け合い」を原則としたものであり、支援機関等が責任を負うものではありません。
- ・「地域の助け合い」を実現するために、自治会(自主防災会)等の支援機関が、もしものときに備えて、あらかじめ、ご自宅を訪問する場合があります。
- ・本制度に登録される方も、「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識を持ち、食糧の備蓄や家具の固定など、できる限りの備えを実践してください。



【問い合わせ】

前橋市 総務部 防災危機管理課 危機管理係
〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-5935（直通）

FAX：027-221-2813